



2012～2013年度 国際ロータリー会長 田中 作次
創立 1970年 9月 26日 例会日 毎週金曜日 12:30

摂津ロータリークラブ週報

SETTSU ROTARY CLUB

Club Weekly Bulletin

第2660地区

ガバナー 高島 凱夫

- ・事務局 〒566-0001 摂津市千里丘7丁目9-31 コカ・コーラウエスト(株)千里丘オフィス6F TEL06 (6330) 2267 (事務局直通)
http://www.settsu-rc.gr.jp E-mail:info@settsu-rc.gr.jp
- ・例会場 〒565-0826 吹田市千里万博公園1-5 ホテル阪急エキスポパーク TEL06 (6878) 5151
- ・役員 会長 横田 聡 副会長 益田 光三 幹事 東谷 弥八郎

本日の例会第 2048 回 11月 16 日

- ◇ソング「友達になろう」
- ◇高島凱夫ガバナー公式訪問

今 週 の 動 き

- ◇11/20 (火) 次次年度会長・次年度理事選考委員会
於：ホテル阪急エキスポパーク「フオンテ」
- ◇11/23 (金・祝日) 休会
- ◇11/25 (日) 輪い輪いまつり於：摂津市民文化ホール
- ◇11/27 (火) 摂津市商工会創立 50 周年記念式典
祝賀会
於：ホテル阪急エキスポパーク 益田副会長

次週例会予定 11月 30 日

- ◇ロータリー勉強会
会員委員会

例会日の出席	会 員 数	出席免除数
	39名	8名
11月9日	出席数	出席率
	21名	63.64%
前々々回の修正	欠 席 数	内 MU数
	12名	12名
10月26日	修 正 出 席 率	
	100%	

会長の時間

11月9日

横田 会長

先週の例会後、クラブ協議会が開催されました。予定していた時間をかなりオーバーしましたが、皆様のご協力により何とか無事終えることができました。

クラブ協議会で話題になった地区委員の任期についてお話をします。2006 - 07 年度当時、当地区には地区委員選出の方法、任期、選考基準等に関して成文化した明確な規定がありませんでした。この年度には地区委員非選出クラブが全 86 クラブのうちの約 3 分の 1 に当たる 28 クラブになっていました。そこで、各クラブから少なくとも 1 名の地区委員を選出し、クラブと地区とのパイプ役としての役割を果たしていただくということ、また、地区委員の任期が一部で長期化していたため、地区各委員会・委員のリフレッシュ化ということから「地区委員に関する RI 第 2660 地区の新方針」が制定されました。この新方針は 2007 年 1 月号のガバナー月信に掲載され、翌年度から実施されました。

それによりますと、委員長を含む地区委員の任期は国際ロータリーの地区リーダーシップ・プランに関する規定では 3 年間となっていますが、当地区では地区委員を経て副委員長あるいは委員長への就任の場合は 1 年間の任期延長を、副委員長を経て委員長に就任の場合はさらに 1 年間の任期延長ができるとしています。したがって、同一地区委員会における地区委員の任期は、委員・副委員長・委員長通算で最長 5 年間とし、各委員会で毎年地区委員のローテーションを計画的に実施するとなっています。

初めて地区委員に選出されると次年度も引き続きお願いいたしますとなる、そしてそのまた次もとなるのですが、地区委員もクラブではそれぞれの役職を担っているため引き受けられない場合があります。

四 つ の テ ス ト

- ①真実かどうか ②みんなに公平か ③好意と友情を深めるか ④みんなのためになるかどうか

委員を2～3年、次に副委員長、そして委員長というのは理想的な形だと思いますが、数名の地区委員の中でそのローテーションを守っていくのはなかなか難しいものがあると思います。しかし、少なくとも地区委員あるいは委員長の任期の長期化という点については解消されていると思います。

幹事報告

東谷 幹事

1. 次週の例会は高島凱夫ガバナーの公式訪問ですのでよろしくお願いたします。

本日のビジター及びゲスト

吹田ロータリークラブ

副会長

福室忠正氏

IM副実行委員長

吉田 充氏

米山奨学生 ティリ・ヤダナさん

インターシティミーティングのご案内

吹田ロータリークラブ

IM副実行委員長 吉田 充氏

日時：平成25年2月2日（土）14：00～16：50

場所：ホテル阪急エキスポパーク「オービットホール」

講演：「私の出会ったいのちの記憶」

NPO法人ジャパンハート 理事長 吉岡秀人氏



米山奨学金の授与

新世代委員会の望田委員長より、奨学生のティリ・ヤダナさんに奨学金が授与されました。



米山奨学生スピーチ

ティリ・ヤダナさん

こんにちは。

先週クラブ協議会に出席させていただきありがとうございます。ガバナー補佐に報告した摂津ロータリークラブ概況報告を聞いて、そして、摂津ロータリークラブ組織図を見て色々勉強になりました。クラブにクラブ運営部門、会員組織部門、奉仕部門、長期プロジェクト委員会と別れ、それぞれの部門長や会員の活動に関心しました。

奉仕活動部門も国内と国際別れ皆さんの活動を共に経験したことがあったため報告の内容がよく理解できました。

ガバナーのお話の中東南アジアからの留学生が少ないと聴いてちょっといろいろ考えてみました。まず、ミャンマーからの留学生少ない理由は留学させられるぐらい余裕のお金がない家庭が多いことと入国VISAが難しいからであります。

VISAはどうしたら簡単に取れるのかそして、日本の大学や学園の情報提供をどうすればいいか、ミャンマー学生の日本大学で勉強したい意欲を日本の大学側にどう伝えたらいいか考えてみました。

また、別の話になりますが、実は今日、ミャンマーの最近のニュースで気になったことがあって、発表させていただきます。日本のVISA社はミャンマーのカンボージャ銀行、共同組合銀行、ミャンマーオリエンタルバンクの3行とミャンマーで最初のライセンス契約を交わしたことを発表しました。今まで大量の現金を持ち歩く必要のあるミャンマーでしたがVISAカードが使えるようになることで外国人観光客にとっても便利になります。VISAガード導入システムは来年の1月に可能になるそうです。

VISA社のライバルであるマスターカード社も共同銀行と同様のライセンスを締結しました。そして、タイ、シンガポール、日本銀行がミャンマー進出を表明し、インドネシア、バングラディシュ、ベトナムからの銀行もミャンマー進出表明を出しています。

先週スピーチで発表しましたスズキ会社、伊藤園会社、マルハンパチンコ企業も進出しています。ミャンマー商工会議所によると、シンガポールの実業家たちはミャンマーのエネルギー、金融部門に関係する企業の投資に興味を持ちそれはシンガポールだけ限らず、世界中からミャンマーへ外資が流入しているそうです。ミャンマーのお米は軍事政権の影響で東南アジア一番お米を取れた国から、お米を輸入する国になってましたが、現在、

ミャンマーのお米はベトナム、インド、パキスタンに比べ安価に流通しており、世界市場に安定した低価格のお米を提供しています。

ミャンマーの主な資源であるチーク材も世界市場の75%のシェアとなっていましたが、2014年には木材輸出を停止し、ミャンマーの森を保護しようと言う動きも見られます。

昔のようにミャンマーは緑が多くて、平和で幸せな国に戻ってほしいです。以上、スピーチをここで終わらせていただきます。

委員会報告

§ 長期プロジェクト委員会

飯室 委員長

本日例会後、委員会を開催しますので、委員の方はご出席お願いいたします。

§ 国内奉仕委員会

埜口 委員長

1. 献血運動のご報告

11月2日(金)の献血運動(於:星翔高校)には、受付数119名と多くの方に参加して頂きました。

また、当クラブからも4名の方に参加して頂きました。ご協力ありがとうございました。

2. 自転車マナーアップ強化月間のお知らせ

期間:平成24年11月1日(木)~30日(金)

スローガン:「自転車も 安全速度と 気配りを」

月間卓話「ロータリー財団月間」

新世代委員会 ロータリー財団担当 大澤会員

「人権委員会設置法案とは」旧(人権救済法案)

「人権委員会設置法案」本日11月9日に前回9月19日に続き、もう一度国会提出され閣議決定される見通しです。

「人権委員会設置法案」は平成14年の「人権擁護法案(内閣提出)」、平成17年の「人権侵害救済法案(民主党提出)」として、過去に国会に提出されましたが、反対が多いことからいずれも廃案となりました。

しかし「人権法案」を推進する民主党が、平成21年に政権についたため、法務省は再提出を準備し、平成23年「新たな人権救済機関の設置について(基本方針)」を発表しました。平成24年6月の段階では「人権侵害」や「差別助長行為」を規制する「人権委員会設置法案(骨子)」が公表されており、9月19日には法案内容の閣議決定が行われました。

この法案の概要は、昨年12月法務省が発表しています。ポイントとなるのは次の四点です。

◇人権委員会は政府から独立し、強い権限を持った「三条委員会」として創設する。

◇この人権委員会は「人権侵害」及び「差別助長行為」を対象として調査や措置を行う。また、政府に対する意見提出も行う。

◇人権委員会には事務局を設置し、弁護士資格を有する職員を配置する。

◇地方には、「非常勤の国家公務員」である人権擁護委員を置き、その任命にあたってはあらたに「特例委嘱制度」を設ける。

多くの人が「こんな制度が出来た場合、どうなるの?」「そもそも必要なの?」という疑問を抱くのではないのでしょうか。人権を守ることに反対という人はいないでしょう。しかし、冷静に考えれば、今「人権救済機関」というものを新設しなければならないほど、ひどい人権侵害が日本中で横行しているのでしょうか。もしそうだとすれば、国会やマスコミで取り上げられて問題となっているはずでは

ませんか。しかも、政府をあげて行政改革・公務員削減をめざしているなかで、新たな行政機関をつくり国家公務員を増やそうというのですから、そこまでして作るのは「何のために?」という疑問も湧いてきます。では、この「人権委員会」にはどんな問題があるのでしょうか。また、「人権委員会」が創設されればどんな問題が起こるのでしょうか。具体的な事例を交えながらそうした問題を検討している中から浮かびあがってくるのは、「人権救済」という言葉とは裏腹の、憲法で保障された国民の「言論の自由」を侵害する可能性がきわめて高いという、人権委員会の危険な実態です。

例えば、学校の入学式で国歌を斉唱しようと呼びかければ人権侵害だ、朝鮮学校への補助金を止めるべきだと主張すれば民族差別だとして申し立てられ、人権委員会から調査されるという事態も十分に考えられます。また、人権委員会がたとえば、現在の夫婦同姓制度は男女平等に反し、人権侵害にあたるから変更すべきだなどと、政府に対して意見を表明することもあり得るのです。こんなことが許されて良いはずがないのですが、人権委員会が出来れば充分にあり得ることなのです。

- (1) 人権委員会が設置されるとどうなるの？
- 学校での「持ち物検査」や「居残り授業」、「国歌斉唱」「家庭訪問」も「人権侵害」に
 - 「武道」や「水泳」、「修学旅行」や「廊下にたつてなさい（懲戒）」も「人権侵害」として告発され、もはや学校教育は崩壊
 - 外国人に選挙権を認めないのは「差別」と告発され、外国人参政権を付与
 - 民法の「夫婦同姓」原則は「平等権の侵害」と告発され「夫婦別姓」を導入
 - 「同性愛」を認めないのは「差別」と告発され、憲法を改正し「同性婚」容認へ

- (2) 「人権委員会設置法案」は法務省の「悲願」？
- 法務省は3つの悲願を達成しようと国会議員に精力的に陳情活動を行っています。
- ①刑事局が所管する「組織犯罪法改正」
 - ②民事局の「夫婦別姓（民法の家族制度改悪）導入」
 - ③人権擁護局の「人権委員会設置」

《新たな人権侵害救済機関「人権委員会」の概要》

1. 人権委員会の設置等により、人権擁護施策を総合的に推進し、人権尊重社会の実現に寄与することを目的とする。
 2. 国家行政組織法に基づく「3条委員会」とする。
 3. 人権救済、人権啓発、政府への意見提出、国会への報告等を所掌事務とする
 4. 人権委員は、中立公正で人権問題を扱うにふさわしい人格識見を備えた者を、国会の同意を得て内閣総理大臣が任命する
 5. 事務局に弁護士資格を有する職員を配置する
 6. 人権侵害等に対し援助、調整、説示、勧告、通告、告発、要請、調停、仲裁を行う
 7. 全国の法務局・地方法務局で活動する「人権擁護委員」については、既存の委員や組織を活用する
 8. 「人権擁護委員」は非常勤の国家公務員と位置付ける
- (3) 人権侵害の定義が曖昧で、恣意的に運用される危険がある
- 法務省は「人権侵害」について、「民法・刑法その他の人権にかかわる法令に照らして違法とされる侵害行為」、「憲法の人権規定に抵触する公権力等による侵害行為」と定義しています。

しかし、何が法律に違反する行為かを判断するのは、本来裁判所の役割であり、司法とは異なる人権委員会が、公正中立な審理を行うことは法律案では担保されていません。

人権委員会は、司法手続きが煩雑であることから、国民からの訴えに迅速に対処することを目的としており、多種多様な「人権侵害の申し立て」に対して、申し立て人の一方的な主張をもとに、「調査手続き」に入り、当事者の「呼び出し」等を行うこととなります。一行政機関にすぎない「人権委員会」が、裁判所のように公正中立な判断を行う保障はどこにもなく、逆に「政府からの独立」を理由に一切のコントロールを排して「人権委員会」が暴走する危険もあります。

何が「人権侵害」であるかの裁定は、司法を通じた裁判で行われるべきではないでしょうか

- (4) 「差別助長行為の禁止」規定は逆に「言論の自由」を脅かす

人権委員会が規制する「差別助長行為」について、法務省は「人種等」の属性を有する「不特定多数の者」に対し、「不当な差別的取扱いを助長・誘発することを目的」に、「情報」を「文書の頒布、提示等の方法により公然と適示すること」としています。しかし、何が「不当な差別的取扱い」であるのか、基準が明らかにされていません。

そのため、いくらでも拡大解釈が可能であり、人権委員会の独自の判断で国民の表現活動を取り締まることが可能となります。このことは、憲法 21 条が定める「集会・結社・表現の自由」、同 23 条の「学問の自由」を脅かし、言論活動や集会の開催等の国民の活動を制約する恐れがあります。

- (5) 「3条委員会」は憲法違反。啓発活動を行う3条委員会など不要

法務省は、「人権委員会」を国家行政組織法第3条に基づく「3条委員会」として設置しようとしています。「3条委員会」とは、人事院や公正取引委員会などのように、「内閣の所属下でありながら、実際は内閣の指揮監督を受けず、独立して職権を行使する行政機関」を指します。

内閣の統制が及ばないということは、内閣に対して責任を負う必要がないということです。

こうした委員会を設置することは、「行政権は内閣に属する（憲法 65 条）」、「内閣は行政権の行使について、国会に対して連帯して責任を負う（同 66 条 3）」に違反するのではないかという批判もあります。

法務省は、「人権委員会」は「任意調査」しかおこなわない強制力の弱い組織と説明していますが、そのような組織をなぜ、「3 条委員会」とする必要があるのでしょうか。

更に法務省は「人権委員会」を、「人権侵害をした人を摘発したり処罰したりする機関ではなく、広く国民に人権について理解を深めてもらう（平成 23 年 12 月 6 日）」と説明しています。「人権について理解を深める」ための機関が、はたして「3 条委員会」という独立した行政組織である必要があるのか、はなはだ疑問です。

(6) 弁護士団体や人権団体による人権行政の推進？

法務省は、事務局に弁護士資格を有する職員を配置しようと考えています。事務局を統括する人権委員会はわずか数名の非常勤組織であり、弁護士団体や人権団体の意向を受けた事務職員が任用されることで、「人権侵害」や「差別」について、恣意的な運営や拡大解釈がなされるおそれがあります。

(7) 市民運動家が人権擁護委員に就任？

法務省の原案では、全国一万四千人の「人権擁護委員」は、新たに「非常勤の国家公務員」として任用されるとなっています。また、これとは別に補充的に委嘱制度（「特例委嘱」）の創設も盛り込まれています。これにより、市民運動家や人権活動家が国家公務員との地位を持つ人権擁護委員として国家権力を乱用する恐れがあります。

(8) 国籍条項の規定がなく、将来外国人が日本人を取り締まる？

「法務省は、外国人に地方参政権が付与されることになれば、外国人が人権擁護委員を委嘱されることになるのですか」という質問に対して、「外国人に地方参政権を付与するか否かの検討過程で、改めて議論される問題です」として、現在、市町村議会の参政権を有する住民から人権擁護委員を推薦している制度を、新しい人権委員会でも踏襲するとしています。しかし民主党では、在日外国人への地方参政権付与を求める議員が多数を占めており、外国人参政権が実現すれば、自動的に人権擁護委員への登用資格も与えられることとなります。その場合は「民団」や「朝鮮総連」など、外国政府の意向を受けた活動家が任用される恐れがあります。

このことは、日本人が日本国内で外国人によって摘発されることであり、外国の特定の勢力の意向が人権行政に反映する恐れもあります。人権擁護委員の任用に当たっては、「日本国籍を有するものに限る」という歯止め規定が必要です。

(9) 包括法とは別に公務員の人権侵害を救済する機関は必要

1998年（平成 10 年）、国連の規約人権委員会最終見解は、警察や入国管理官による虐待に対処するため、「独立した機関」が必要と日本政府に勧告しました。最近でも、名古屋刑務所内での虐待や、外国人受刑者に対する暴行について報道されていますが、警察、刑務所、入管施設、（自衛隊）などを対象とした機関を作ることが国連委員会の主張であり、このとき「公務員人権侵害救済法」などの個別法を制定することで満たされます。

国連の勧告以降、「ストーカー規制法（平成 12 年）」、「児童虐待防止法（平成 12 年）」、「人権教育啓発推進法（平成 12 年）」、「配偶者暴力防止法（平成 13 年）」、「高齢者虐待防止法（平成 17 年）」、「障害者虐待防止法（平成 23 年）」など、人権にかかわる個別法が制定されており、国民全体を対象とした包括的な一般法を新たに作る必要はありません。

≪「官に強い人権機関を」

（「朝日新聞」平成 14 年 11 月 9 日）

法案では人権救済機関が法務省の外局に置かれることになっている。それでは、身内の刑務所や拘置所で起きた人権侵害を徹底的に調査できるのかという疑問がある。法務省施設での人権侵害はかねて疑われながらも、摘発されることは少なかった。隠ぺい体質や身内への甘さに対する疑念をぬぐうことは出来ない。人権救済機関を法務省にゆだねるわけにはいかないのだ。

≪国連規約人権委員会最終見解≫

「警察や入国管理官による虐待に関する苦情申し立てが調査や是正を求めて持ち込まれるような独立した機関が存在しないことを懸念する。委員会は締約国によってそのような独立した組織または担当者が遅滞なく設置されることを勧告する。」

(10) 現行の法律や組織で十分対応。新たな人権委員会の必要性なし

平成 24 年 3 月 2 日に法務省が発表した「人権侵犯事件」の処理状況についての報告では、

新規救済手続き開始件数 22,168 件のうち、処理された件数は 22,072 件にのぼり、実に 99.5%が現行制度で処理されていることとなります。

法務省が明らかにした法案の骨子では、新たに設置する「人権委員会」を「3 条委員会」とすること以外に目立った特徴はなく、それ以外は既存の法律や組織で十分運用されています。

現行制度の問題点が明確に示されていないにもかかわらず、新たに人権委員会を設置し 3 条委員会とする、との法務省の説明は、はなはだ説得力を欠くものといわざるを得ません。

国民全体を対象とする「人権委員会設置法案」よりも、刑務所や警察などでの人権侵害を扱う個別法案の制定の方が、より優先度の高い課題なのではないでしょうか。

1. 行政改革に逆行し、新たな国家公務員が増えることとなります。
2. 内閣の指揮を受けない、強大な権力をもつようになります。
3. 「人権侵害」の定義が不明で、表現の自由が制約される危険があります。

人権救済機関設置法案は危険な法案です。

言論の自由を守る為にこの法案についてロータリーの皆様にも知って頂ければと思い卓話のお時間をお借りしました。



ニコニコ箱

吹田ロータリークラブ

副会長 福室忠正様

IM副実行委員長 吉田 充様

横田会長：先週のクラブ協議会では皆様のご協力により無事終えることができました。ありがとうございました。

郷木会員：来週欠席になります。申し訳ありません。

東谷会員：山内さんに写真を頂いて。

川脇会員：オービットホールで第 14 回産業学ビジネス・マッチングフェアを開催しています。是非、一度のぞいて下さい。摂津市商工会も参加しています。

森川会員：秋の叙勲において 旭日小綬章の伝達をいただきました。

西田会員：東谷会員にお心遣いしていただきありがとうございました。

大澤会員：西田会員、寺原会員にお世話になりありがとうございました。

ニコニコ累計

457,000円

運営委員会会報担当

枠内は今回担当者

宮野会員

郷木会員

青木会員

川脇会員

國澤会員

中尾会員